

議員提出議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年3月25日

岩倉市議会議長 梅村均殿

提出者 岩倉市議会議員 大野慎治

賛成者 岩倉市議会議員 須藤智子

岩倉市議会議員 村谷理子

岩倉市議会議員 黒川武

岩倉市議会議員 児頭博和

岩倉市議会議員 宮川隆

岩倉市議会議員 水野忠三

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症は世界各地に拡大し、多くの感染者や死者が発生している。我が国においても、複数地域で感染経路が明らかではない患者が発生し、各種イベントの中止や学校休業等による新型コロナウイルスを巡る影響が拡大している。事態の終息が見えない中、国民の不安は増大する一方であり、国と地方自治体が一体となって迅速かつ適切な対策を講じていく必要がある。

よって、国においては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、国民の生命と健康を守るために、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 国外からの新型コロナウイルスの侵入を防止するため、空港や港湾での検疫体制の強化など一層の水際対策を徹底すること。
- 2 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。また、マスク、消毒液、防護服、検査キット等の医療・衛生物資が不足する事がないよう、国の責任において必要量の確保に努めること。
- 3 発生多発国など関係国や国際機関に適切な情報開示を求めるとともに、今後も国内における感染状況や対策についての迅速かつ正確な情報提供を行うこと。また、医療機関における適切な受診方法や医療従事者の対応について周知徹底すること。
- 4 各種イベントの中止などによる地域経済への影響を最小限にとどめるため、今後も中小企業や小規模事業者への支援策、雇用対策の実施など必要に応じ、適切な支援を行うとともに、風評被害対策を講じること。
- 5 学校現場における休業等の影響を最小限にとどめるため、教育機関等に対して適切な支援策を講じること。
- 6 地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官